

章	項目	特記事項																																																																																																																																				
1 電気設備共通事項	1 工事項目 (電気設備工事) ○印を付したのもの	○印を付したのもの	1	2	3																																																																																																																																	
	1	電灯設備																																																																																																																																				
	2	動力設備																																																																																																																																				
	3	電熱設備																																																																																																																																				
	4	雷保護設備																																																																																																																																				
	5	受変電設備																																																																																																																																				
	6	電力貯蔵設備																																																																																																																																				
	7	発電設備																																																																																																																																				
	8	構内情報通信網設備																																																																																																																																				
	9	構内交換設備																																																																																																																																				
	10	情報表示設備																																																																																																																																				
11	映像・音響設備																																																																																																																																					
12	拡声設備																																																																																																																																					
13	誘導支援設備																																																																																																																																					
14	テレビ共同受信設備																																																																																																																																					
15	監視カメラ設備																																																																																																																																					
16	駐車場管制設備																																																																																																																																					
17	防犯・入退室管理設備																																																																																																																																					
18	火災報知設備																																																																																																																																					
19	中央監視制御設備																																																																																																																																					
20	構内配電線路																																																																																																																																					
21	構内通信線路																																																																																																																																					
22	テレビ電波障害防除設備																																																																																																																																					
23	撤去工事																																																																																																																																					
24																																																																																																																																						
25																																																																																																																																						
26																																																																																																																																						
工事項目の分類は、公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)(平成30年版)を標準とする。																																																																																																																																						
○ 1	機器等の配置	設計図において機器の配置は、数量及び関係位置を示したものであり、正確な位置はさらに打合せを必要とする。																																																																																																																																				
○ 2	機材	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は同等以上のものとする。ただし、同等以上のものとする場合は、監督員の承認を受ける。																																																																																																																																				
○ 3	機材、施工の試験	共通仕様書の各項の試験による。																																																																																																																																				
○ 4	関連法規等	電気設備技術基準、同基準解釈、その他の関係法規及び電力会社、電気通信事業者(NTT等)の内規を厳守して完全に施工する。																																																																																																																																				
○ 5	耐震施工	(1) 耐震施工は、「福島県建築設備耐震・対津波計画指針(福島県土木部制定)」、及び、「建築設備耐震設計・施工指針(一財)日本建築センター)」による。 (2) 本工事施設の耐震安全性の分類は下記による。 ・ 特定の施設 (・ 甲類1 ・ 甲類2 ・ 乙類1 ・ 乙類2) ・ 一般の施設 (その他) (3) 設備機器の設計用標準水平震度(Ks)は、下表による。																																																																																																																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th>甲類1,2</th> <th>乙類1,2</th> <th>その他</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震クラス</td> <td>耐震クラスS</td> <td>一般機器</td> <td>重要機器</td> <td>一般機器</td> </tr> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0</td> <td></td> <td>耐震クラスA</td> <td>耐震クラスB</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1.5)</td> <td>(1.0)</td> <td></td> <td>(0.6)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注):()内の値は地階および1階(あるいは地表)に設置する水槽の場合に適用する</p> <p>※上層階の定義は次による</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建物階数</th> <th>上層階</th> <th>建物階数</th> <th>上層階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2~6階建</td> <td>最上階</td> <td>10~12階建</td> <td>上層3階</td> </tr> <tr> <td>7~9階建</td> <td>上層2階</td> <td>13階建</td> <td>上層4階</td> </tr> </tbody> </table> <p>【重要機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> 配電盤 ・ 発電装置 () 交換機 ・ 自動火災報知受信機 () 直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置(UPS) () 中央監視装置 ・ 太陽光発電設備 () 	設置場所	耐震安全性の分類				特定の施設		一般の施設		甲類1,2	乙類1,2	その他	その他	耐震クラス	耐震クラスS	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0		耐震クラスA	耐震クラスB	中間階	1.5	1.0			1階及び地下階	1.0	0.6				(1.5)	(1.0)		(0.6)	建物階数	上層階	建物階数	上層階	2~6階建	最上階	10~12階建	上層3階	7~9階建	上層2階	13階建	上層4階																																																																																		
設置場所	耐震安全性の分類																																																																																																																																					
	特定の施設			一般の施設																																																																																																																																		
	甲類1,2	乙類1,2	その他	その他																																																																																																																																		
耐震クラス	耐震クラスS	一般機器	重要機器	一般機器																																																																																																																																		
上層階、屋上及び塔屋	2.0		耐震クラスA	耐震クラスB																																																																																																																																		
中間階	1.5	1.0																																																																																																																																				
1階及び地下階	1.0	0.6																																																																																																																																				
	(1.5)	(1.0)		(0.6)																																																																																																																																		
建物階数	上層階	建物階数	上層階																																																																																																																																			
2~6階建	最上階	10~12階建	上層3階																																																																																																																																			
7~9階建	上層2階	13階建	上層4階																																																																																																																																			
○ 6	工事用電力、水、その他	本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公庁への手続きなどの費用は、受注者の負担とする。																																																																																																																																				
○ 7	埋戻し土	土中埋設配管の埋戻し土 ※根切り土中の良質土 () (第1編 2.2.1) 配管保護部の埋戻し土 ※山砂 ()																																																																																																																																				
○ 8	試運転調整	(1) 試運転に係る費用は、受注者の負担とする。 (2) 各機器の個別試験後に下記の総合調整を行い、機能確認報告書を監督員に提出する。 ・ 照明装置 ・ 受変電設備 ・ 発電設備 ・ 中央監視制御設備(自動制御設備との協調) ・ 構内交換設備 ・ 構内情報通信網設備 ・ () ・ 太陽光発電設備 ・ ()																																																																																																																																				
○ 9	運転燃料	納入する (種別) kg)																																																																																																																																				
○ 10	配管工事	(1) 特に指示なき電線管はねじなし電線管を使用し、PP管は一重管とする。 (第2編 1.2.2) (2) 埋込型分電盤からの立上り予備配管は、予備の配線用遮断器4個以下の場合(PF22)を1本、5個以上の場合(PF22)を2本程度天井まで立ち上げる。 (3) 予備配管には、1.2mm以上のビニール被覆鉄線を入線する。																																																																																																																																				
○ 11	支持金物・固定金具	(1) 屋外機器及び屋外配管に使用する吊り金物、支持金物、固定金物類 ・ ステンレス製(SUS304) ・ 溶融亜鉛メッキ(HDZ35以上で配管等の仕様と整合) (2) 屋外機器のアンカーボルトキャップ(樹脂製)を取り付ける。 (3) 振動を伴う機器の固定金具のナットは、ダブルナットとする。 (4) ビット内等多湿箇所の吊り金物、支持金物、固定金物類 ・ 溶融亜鉛めっき ・ 電気亜鉛めっき製 ・ ステンレス製																																																																																																																																				
1	12 電線管の塗装	(1) 下記部位に使用する、外面めっき電線管の露出配管には塗装を施す。 ・ 屋外 ・ 居室 ・ 機械室 ・ ・ 配線室 ・ 共同溝内 ・																																																																																																																																				
1	13 インサート	床板で断熱材打込み部分は、断熱材用インサートとする。																																																																																																																																				
1	14 保温、結露防止	外部に面する壁、天井には位置ボックス等を打ち込むことは望ましくないが、やむを得ず設ける場合には、保温や結露防止の処理を行う。																																																																																																																																				
1	15 配線器具等	(1) 図面に特記(図示)無きフラッシュプレートの仕様 ・ 樹脂製 ・ 新金属製 ・ ステンレス製 (2) 図面に特記(図示)無きスイッチの仕様 ・ 一般形(大角形) ・ ワイド形 ・ ()																																																																																																																																				
1	16 ハンドホール マンホール蓋	(1) 文字 ○ 標準文字入り ・ 文字無し ・ 異章入り文字付き ・ (2) 閉開用フック(ハンドルの納入) ・ する。【納品数: 1組 ・ 2組 ・ (組)】 ・ しない (3) ボルトロック式の仕様については、図示による。																																																																																																																																				
1	17 環境に配慮した電線採用	特記なき場合は、電線及びケーブルについて、EM(エモテリアル)ケーブルを使用する。																																																																																																																																				
1	18 盤類	(1) 盤類の仕様は下記のとおりとし、詳細は図面特記による。 ・ 公共建築工事標準仕様書 ・ メーカー標準品 ・ 図示による (2) 銘板には製造者及び受注者の連絡先を入れること。																																																																																																																																				
1	19 機器の取付け	特記なき場合は、別表「機器の取付高さ」による。																																																																																																																																				
1	20 幹線ケーブル	主要な幹線ケーブルは、プルボックス、ハンドホール等内で、円直し等により余長を確保する。なお、この際はケーブルを緊縛してはならない。																																																																																																																																				
1	21 表示等	(1) プレートの表示器具を実装しないものについては、下記の要領で用途を示す。 (電灯、動力、電送、放送、TV、火報、ベル、インターホン、表示、時計、防犯、監視、LAN、呼出等) (2) 幹線の表示 強電、弱電の幹線引出口、引込口、プルボックス内及びハンドホール内の必要な箇所には、先行、回路種別及びケーブルサイズ等を明示した表示札、プレート等を設ける。 (3) プルボックス及びハンドホールの表示 プルボックスの表面に用途表示を行う。																																																																																																																																				
1	22 接地工事	1 既存の接地 ・ 利用する ・ 利用しない 2 接地を新設する場合は、以下による。 (1) 接地施設は黄銅板製の刻記式とし、A種接地工事(柱上高圧機器を除く)、受電設備等のB種接地工事、その他図面に特記する接地工事に設けること。 (2) 接地極の材料は、下表による。(枚数及び本数は最低の値とする。)																																																																																																																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">接地極の種類</th> <th rowspan="2">記号</th> <th colspan="2">接地極の材料</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>銅板</th> <th>接地棒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">電力</td> <td>共用</td> <td>E_{A,C,D}</td> <td>1枚 ・ 2本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A種接地工事</td> <td>E_A</td> <td>・ 6本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>柱上高圧機器</td> <td>E_{Bp}</td> <td>・ 2本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B種接地工事</td> <td>E_B</td> <td>・ 2本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C種接地工事</td> <td>E_C</td> <td>・ 6本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>D種接地工事</td> <td>E_D</td> <td>・ 1本</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">通信情報</td> <td>構内交換機用</td> <td>E_E</td> <td>1枚 ・ 2本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>直流電源装置(陽極)</td> <td>E_{TP}</td> <td>1枚 ・ 2本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保安用(10Ω以下)</td> <td>E_{At}</td> <td>・ 6本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保安用(100Ω以下)</td> <td>E_{Lt}</td> <td>・ 1本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>拡声用増幅器(100Ω以下)</td> <td>E_{Dt}</td> <td>・ 1本</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">雷保護</td> <td>避雷設備</td> <td>E_L</td> <td>1枚 ・ 2本</td> <td rowspan="3">旧JIS基準の場合に適用</td> </tr> <tr> <td>低圧避雷器(10Ω以下)</td> <td>E_{LL}</td> <td>・ 6本</td> </tr> <tr> <td>測定補助用</td> <td>E_O</td> <td>・ 1本</td> </tr> </tbody> </table> <p>接地極銅板: 1.5t×900² 接地棒: 14φ×1,500L(一般用) 10φ×1,000L(外灯) 10φ×1,000L(測定補助用) 2ヶ所</p>	接地極の種類	記号	接地極の材料		備考	銅板	接地棒	電力	共用	E _{A,C,D}	1枚 ・ 2本		A種接地工事	E _A	・ 6本		柱上高圧機器	E _{Bp}	・ 2本		B種接地工事	E _B	・ 2本		C種接地工事	E _C	・ 6本		D種接地工事	E _D	・ 1本		通信情報	構内交換機用	E _E	1枚 ・ 2本		直流電源装置(陽極)	E _{TP}	1枚 ・ 2本		保安用(10Ω以下)	E _{At}	・ 6本		保安用(100Ω以下)	E _{Lt}	・ 1本		拡声用増幅器(100Ω以下)	E _{Dt}	・ 1本		雷保護	避雷設備	E _L	1枚 ・ 2本	旧JIS基準の場合に適用	低圧避雷器(10Ω以下)	E _{LL}	・ 6本	測定補助用	E _O	・ 1本																																																																				
接地極の種類	記号	接地極の材料			備考																																																																																																																																	
		銅板	接地棒																																																																																																																																			
電力	共用	E _{A,C,D}	1枚 ・ 2本																																																																																																																																			
	A種接地工事	E _A	・ 6本																																																																																																																																			
	柱上高圧機器	E _{Bp}	・ 2本																																																																																																																																			
	B種接地工事	E _B	・ 2本																																																																																																																																			
	C種接地工事	E _C	・ 6本																																																																																																																																			
	D種接地工事	E _D	・ 1本																																																																																																																																			
通信情報	構内交換機用	E _E	1枚 ・ 2本																																																																																																																																			
	直流電源装置(陽極)	E _{TP}	1枚 ・ 2本																																																																																																																																			
	保安用(10Ω以下)	E _{At}	・ 6本																																																																																																																																			
	保安用(100Ω以下)	E _{Lt}	・ 1本																																																																																																																																			
	拡声用増幅器(100Ω以下)	E _{Dt}	・ 1本																																																																																																																																			
雷保護	避雷設備	E _L	1枚 ・ 2本	旧JIS基準の場合に適用																																																																																																																																		
	低圧避雷器(10Ω以下)	E _{LL}	・ 6本																																																																																																																																			
	測定補助用	E _O	・ 1本																																																																																																																																			
1	23 蛍光灯安定器	(3) 共用、単独の区分 ・ 共用 ・ 単独 ・ () (4) 共用接地、連接接地の区分 ・ 共用接地 ・ 連接接地 ・ () (5) 接地の共用 ① A種、C種、D種接地 ・ 共用 ・ 単独 ② B種接地 ・ 共用 ・ 単独 ③ 漏電遮断器回路の接地 ・ 共用 ・ 単独 ④ 接地極として構造体の利用接地(鉄骨造及び鉄筋コンクリート造) ・ 行う ・ 行わない ⑤ 通信機器等の接地 ・ 共用 ・ 単独 (6) 構造体用接地用端子 ・ 設ける ・ 設けない (7) 測定用補助接地端子極 ・ 設ける ・ 設けない																																																																																																																																				
1	23 LED制御装置	※ 接地工事については、施工前に現場土質等の状況により、設計図に示す接地方式で基準値を達成できない恐れがある場合は、監督員と協議を行うこと。																																																																																																																																				
1	24 照度測定及び照度計算	蛍光灯の種類、回路方式については図示による。 ※ 一般形(LN)、初期照度補正形(LJ)、連続調光形(LX、LZ)の種類については、図示による。 (1) 測定する箇所については、監督員との協議による。 (第2編 2.18.2) (非常用の照明装置については、照度測定を実施する。) (2) 主要な室の照明器具の設置にあたっては、施工前に施工図による照明器具配置上での照度分布図を提出すること。なお、主要な室の選定については、監督員と協議すること。																																																																																																																																				
1	25 受変電設備	(1) 直列リアクトル ・ 油入 ・ モールド (2) 消火器は本工事に含む (種別) 収納ボックス共 (本) (3) 危険等の表示板を設ける(銅板製メラミン焼付塗装) (4) 高調波の流出対策については、「高調波抑制対策ガイドライン」による。																																																																																																																																				
1	26 発電設備	(1) 設置条件 (標準 m) (外気温度 ℃~ ℃) (2) 消火器は本工事に含む (種別) 収納ボックス共 (本) (3) 危険等の表示板を設ける(銅板製メラミン焼付塗装) (4) 騒音対策 (敷地境界地点騒音値 db(A)以下) (5) 排出ガス対策 (大気汚染防止法 福島県 ppm以下) ※非常用は除く。																																																																																																																																				
1	27 構内情報通信網設備	ケーブルは種別毎に色分けし、露出部分(端未接続部分を除く)を保護する。また、導通、対の配置、減衰量、長さ(UTPは90m以下)、近端漏話減衰量、ACRの検査試験を行う。																																																																																																																																				
1	28 コンクリート貫通	(1) 貫通、はつり又は穿孔する箇所は、事前に金属探知機による鉄筋・埋設物(電線類・配管類)の調査を行うこと。 (2) 金属探知機による調査で判断できなかった場合は、X線内部探査(撮影)等による調査について監督員と協議すること。 (3) 金属探知機及びX線内部探査(撮影)等による調査が困難な場合は、休日等に関係設備を停止し不測の事態を想定した上での施工など、対応方法について監督員と協議の上、施設管理者に報告すること。																																																																																																																																				
1	29 あと施工アンカー	アンカーは原則として先付け工法とするが、やむを得ない場合は監督員と協議のうえ、あと施工アンカーを使用する。特に重量物を吊る場合のあと施工アンカーについては、アンカーの選定、鉄筋や電線管等に干渉しないことの事前確認方法、及び作業者について協議すること。 (1) あと施工アンカー ・ 接着系アンカー(有機系) ・ 金属拡張系アンカー(打込式) (2) 施工前に計画書を作成し、監督員に提出する。(※行う ・ 行わない) (3) 施工確認試験(目視検査、接触検査、打音検査)を全数 (※行う ・ 行わない) (4) 引張試験(・ 行う ※行わない) 引張試験本数 (※抽出 ・ 全数) 【引張試験対象設備】 () ・ () ・ () () ・ () ・ () 引張試験を抽出して行う場合は次による。 ① 1日に施工されたものの各径、各仕様ごとに1ロットとし、1ロットに対し3本を行う。 ただし、1日で同一径のものを複数員、複数の場所で施工する場合は、それぞれ行う。 ② ロットの可否判定は、ロットの全ての試験箇所が合格と判定された場合に、当該ロットを合格とする。 ③ 不合格ロットは、残り全数に対して試験を行う。																																																																																																																																				
1	30 改修工事	改修工事にあたっては、工事範囲における次の確認・測定等を施工前に、監督員に報告する。 ・ 既設機器の動作確認 ・ 照度測定 範囲 (※居室 ※教室 ・ 指定する場所 ・ ()) ・ 絶縁測定 (・ 幹線 ・ 分岐回路 ・ 弱電ケーブル) ・ 接地抵抗測定 ・ 導通試験																																																																																																																																				
		【機器の取付高さ】 機器取付高さは、図示が無ければ下表を標準とするが、機器の使用用途を考慮し、適宜調整すること。(監督員の指示により変更することがある)																																																																																																																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>測点</th> <th>取付高(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取引用計器</td> <td>地上 ~ 中心</td> <td>約 1,800 ~ 約 2,000</td> </tr> <tr> <td>引込開閉器</td> <td>床上 ~ 中心</td> <td>約 1,800 ~ 約 2,200</td> </tr> <tr> <td>分電盤</td> <td>床上 ~ 中心</td> <td>約 1,500 ~ 約 2,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ブラケット</td> <td>洗面器</td> <td>約 100</td> </tr> <tr> <td>階段踊場</td> <td>床上 ~ 中心</td> <td>約 2,000 ~ 約 2,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">スイッチ</td> <td>屋外</td> <td>床上 ~ 中心</td> <td>約 1,500</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>床上 ~ 中心</td> <td>~ 約 1,300</td> </tr> <tr> <td>車椅子用</td> <td>床上 ~ 中心</td> <td>~ 約 1,100</td> </tr> <tr> <td>住宅</td> <td>床上 ~ 中心</td> <td>約 1,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">コンセント</td> <td>一般</td> <td>床上 ~ 中心</td> <td>約 300 ~</td> </tr> <tr> <td>台上</td> <td>台上 ~ 中心</td> <td>約 200</td> </tr> <tr> <td>土間</td> <td>床上 ~ 中心</td> <td>約 800</td> </tr> <tr> <td>畳</td> <td>床上 ~ 中心</td> <td>約 150</td> </tr> <tr> <td>手元開閉器</td> <td>床上 ~ 中心</td> <td>約 1,500</td> </tr> <tr> <td>壁掛型制御盤</td> <td>床上 ~ 中心</td> <td>約 1,500</td> </tr> <tr> <td>消火栓表示灯</td> <td>床上 ~ 中心</td> <td>約 2,000 ~ 2,500</td> </tr> <tr> <td>端子盤</td> <td>床上 ~ 下端</td> <td>約 700 ~</td> </tr> <tr> <td>保安ボックス</td> <td>床上 ~ 下端</td> <td>約 2,000</td> </tr> <tr> <td>電話位置ボックス壁、テレビ端子</td> <td>コンセントに準じる</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受信機、副受信機(壁掛型)</td> <td>床上 ~ 操作部</td> <td>約 800 ~ 1,400</td> </tr> <tr> <td>分型型感知器</td> <td>床上 ~ 中心</td> <td>約 1,700</td> </tr> <tr> <td>発信機</td> <td>床上 ~ 操作部</td> <td>約 800 ~ 1,400</td> </tr> <tr> <td>表示灯</td> <td>床上 ~ 中心</td> <td>約 1,900</td> </tr> <tr> <td>ベル</td> <td>床上 ~ 中心</td> <td>約 2,300</td> </tr> <tr> <td>感知器試験機</td> <td>床上 ~ 中心</td> <td>約 1,500</td> </tr> <tr> <td>呼出ブザー</td> <td>床上 ~ 中心</td> <td>約 1,500</td> </tr> <tr> <td>トイレ呼出ボタン</td> <td>床上 ~ 中心</td> <td>約 400、800</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">押ボタン</td> <td>屋外</td> <td>床上 ~ 中心</td> <td>約 1,500</td> </tr> <tr> <td>屋内</td> <td>床上 ~ 中心</td> <td>約 1,300</td> </tr> <tr> <td>インターホン(壁掛)</td> <td>床上 ~ 中心</td> <td>約 1,100</td> </tr> <tr> <td>子時計</td> <td>床上 ~ 中心</td> <td>約 2,300</td> </tr> <tr> <td>警報盤</td> <td>床上 ~ 中心</td> <td>約 1,300</td> </tr> <tr> <td>壁掛音調調節器</td> <td>床上 ~ 中心</td> <td>約 1,100 ~ 1,800</td> </tr> <tr> <td>スピーカー</td> <td>床上 ~ 中心</td> <td>約 2,300</td> </tr> <tr> <td>表示器</td> <td>床上 ~ 中心</td> <td>約 2,300</td> </tr> <tr> <td colspan="3">※スイッチ類を同じ位置に複数設置する場合(空調リモコン、ATT等)は、スイッチ高さを基準とし、使用頻度の高いものから、使い勝手を損なわない範囲で高さを設定し、極力縦方向に配置すること。 車いす等利用者が使用する箇所は、本表によらず、適正な高さに配置すること。 人感センサー付照明器具等の点検用スイッチ等、通常操作を行わないスイッチ類は、容易に触れない高さとする。機器(大きさ、質量、構造等)及び取付場所に適した取付方法を施すこと。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">※ 本工事または別途工事の受注者が設計仕様に基づき任意に選定する機器類を設置する場合は、設置する機器類に対しての電源(電圧、電流、照明器具容量等)や配線容量が適合していることを確認すること。なお、確認は電源工事施工前に行うこと。また、適合していない場合は、監督員と協議を行うこと。 (設計段階における機器類の電源容量等は、想定機器から求めたものであり、受注者が選定する機種によっては、電源容量等の不足が生じる場合があることから、確認を要するものである。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">福島県建設事務所建築住宅課 電話〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市××町△△1-1</td> <td>建築士事務所名</td> <td>工事名称</td> <td>図面番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">福島県建築関係工事特記仕様書</td> <td>設計者氏名</td> <td>図面名称</td> <td>電気設備工事特記仕様書(1)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">設計年:令和〇〇年〇月</td> <td>印</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	測点	取付高(mm)	取引用計器	地上 ~ 中心	約 1,800 ~ 約 2,000	引込開閉器	床上 ~ 中心	約 1,800 ~ 約 2,200	分電盤	床上 ~ 中心	約 1,500 ~ 約 2,100	ブラケット	洗面器	約 100	階段踊場	床上 ~ 中心	約 2,000 ~ 約 2,500	スイッチ	屋外	床上 ~ 中心	約 1,500	一般	床上 ~ 中心	~ 約 1,300	車椅子用	床上 ~ 中心	~ 約 1,100	住宅	床上 ~ 中心	約 1,100	コンセント	一般	床上 ~ 中心	約 300 ~	台上	台上 ~ 中心	約 200	土間	床上 ~ 中心	約 800	畳	床上 ~ 中心	約 150	手元開閉器	床上 ~ 中心	約 1,500	壁掛型制御盤	床上 ~ 中心	約 1,500	消火栓表示灯	床上 ~ 中心	約 2,000 ~ 2,500	端子盤	床上 ~ 下端	約 700 ~	保安ボックス	床上 ~ 下端	約 2,000	電話位置ボックス壁、テレビ端子	コンセントに準じる		受信機、副受信機(壁掛型)	床上 ~ 操作部	約 800 ~ 1,400	分型型感知器	床上 ~ 中心	約 1,700	発信機	床上 ~ 操作部	約 800 ~ 1,400	表示灯	床上 ~ 中心	約 1,900	ベル	床上 ~ 中心	約 2,300	感知器試験機	床上 ~ 中心	約 1,500	呼出ブザー	床上 ~ 中心	約 1,500	トイレ呼出ボタン	床上 ~ 中心	約 400、800	押ボタン	屋外	床上 ~ 中心	約 1,500	屋内	床上 ~ 中心	約 1,300	インターホン(壁掛)	床上 ~ 中心	約 1,100	子時計	床上 ~ 中心	約 2,300	警報盤	床上 ~ 中心	約 1,300	壁掛音調調節器	床上 ~ 中心	約 1,100 ~ 1,800	スピーカー	床上 ~ 中心	約 2,300	表示器	床上 ~ 中心	約 2,300	※スイッチ類を同じ位置に複数設置する場合(空調リモコン、ATT等)は、スイッチ高さを基準とし、使用頻度の高いものから、使い勝手を損なわない範囲で高さを設定し、極力縦方向に配置すること。 車いす等利用者が使用する箇所は、本表によらず、適正な高さに配置すること。 人感センサー付照明器具等の点検用スイッチ等、通常操作を行わないスイッチ類は、容易に触れない高さとする。機器(大きさ、質量、構造等)及び取付場所に適した取付方法を施すこと。			※ 本工事または別途工事の受注者が設計仕様に基づき任意に選定する機器類を設置する場合は、設置する機器類に対しての電源(電圧、電流、照明器具容量等)や配線容量が適合していることを確認すること。なお、確認は電源工事施工前に行うこと。また、適合していない場合は、監督員と協議を行うこと。 (設計段階における機器類の電源容量等は、想定機器から求めたものであり、受注者が選定する機種によっては、電源容量等の不足が生じる場合があることから、確認を要するものである。)			福島県建設事務所建築住宅課 電話〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市××町△△1-1		建築士事務所名	工事名称	図面番号	福島県建築関係工事特記仕様書		設計者氏名	図面名称	電気設備工事特記仕様書(1)	設計年:令和〇〇年〇月		印		
名称	測点	取付高(mm)																																																																																																																																				
取引用計器	地上 ~ 中心	約 1,800 ~ 約 2,000																																																																																																																																				
引込開閉器	床上 ~ 中心	約 1,800 ~ 約 2,200																																																																																																																																				
分電盤	床上 ~ 中心	約 1,500 ~ 約 2,100																																																																																																																																				
ブラケット	洗面器	約 100																																																																																																																																				
	階段踊場	床上 ~ 中心	約 2,000 ~ 約 2,500																																																																																																																																			
スイッチ	屋外	床上 ~ 中心	約 1,500																																																																																																																																			
	一般	床上 ~ 中心	~ 約 1,300																																																																																																																																			
	車椅子用	床上 ~ 中心	~ 約 1,100																																																																																																																																			
	住宅	床上 ~ 中心	約 1,100																																																																																																																																			
コンセント	一般	床上 ~ 中心	約 300 ~																																																																																																																																			
	台上	台上 ~ 中心	約 200																																																																																																																																			
	土間	床上 ~ 中心	約 800																																																																																																																																			
	畳	床上 ~ 中心	約 150																																																																																																																																			
	手元開閉器	床上 ~ 中心	約 1,500																																																																																																																																			
壁掛型制御盤	床上 ~ 中心	約 1,500																																																																																																																																				
消火栓表示灯	床上 ~ 中心	約 2,000 ~ 2,500																																																																																																																																				
端子盤	床上 ~ 下端	約 700 ~																																																																																																																																				
保安ボックス	床上 ~ 下端	約 2,000																																																																																																																																				
電話位置ボックス壁、テレビ端子	コンセントに準じる																																																																																																																																					
受信機、副受信機(壁掛型)	床上 ~ 操作部	約 800 ~ 1,400																																																																																																																																				
分型型感知器	床上 ~ 中心	約 1,700																																																																																																																																				
発信機	床上 ~ 操作部	約 800 ~ 1,400																																																																																																																																				
表示灯	床上 ~ 中心	約 1,900																																																																																																																																				
ベル	床上 ~ 中心	約 2,300																																																																																																																																				
感知器試験機	床上 ~ 中心	約 1,500																																																																																																																																				
呼出ブザー	床上 ~ 中心	約 1,500																																																																																																																																				
トイレ呼出ボタン	床上 ~ 中心	約 400、800																																																																																																																																				
押ボタン	屋外	床上 ~ 中心	約 1,500																																																																																																																																			
	屋内	床上 ~ 中心	約 1,300																																																																																																																																			
インターホン(壁掛)	床上 ~ 中心	約 1,100																																																																																																																																				
子時計	床上 ~ 中心	約 2,300																																																																																																																																				
警報盤	床上 ~ 中心	約 1,300																																																																																																																																				
壁掛音調調節器	床上 ~ 中心	約 1,100 ~ 1,800																																																																																																																																				
スピーカー	床上 ~ 中心	約 2,300																																																																																																																																				
表示器	床上 ~ 中心	約 2,300																																																																																																																																				
※スイッチ類を同じ位置に複数設置する場合(空調リモコン、ATT等)は、スイッチ高さを基準とし、使用頻度の高いものから、使い勝手を損なわない範囲で高さを設定し、極力縦方向に配置すること。 車いす等利用者が使用する箇所は、本表によらず、適正な高さに配置すること。 人感センサー付照明器具等の点検用スイッチ等、通常操作を行わないスイッチ類は、容易に触れない高さとする。機器(大きさ、質量、構造等)及び取付場所に適した取付方法を施すこと。																																																																																																																																						
※ 本工事または別途工事の受注者が設計仕様に基づき任意に選定する機器類を設置する場合は、設置する機器類に対しての電源(電圧、電流、照明器具容量等)や配線容量が適合していることを確認すること。なお、確認は電源工事施工前に行うこと。また、適合していない場合は、監督員と協議を行うこと。 (設計段階における機器類の電源容量等は、想定機器から求めたものであり、受注者が選定する機種によっては、電源容量等の不足が生じる場合があることから、確認を要するものである。)																																																																																																																																						
福島県建設事務所建築住宅課 電話〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市××町△△1-1		建築士事務所名	工事名称	図面番号																																																																																																																																		
福島県建築関係工事特記仕様書		設計者氏名	図面名称	電気設備工事特記仕様書(1)																																																																																																																																		
設計年:令和〇〇年〇月		印																																																																																																																																				

